

## 奈良県告示第四百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

生駒市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業生駒市流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十年三月十二日から令和十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

平成二十三年三月奈良県告示第四百二十一号のとおり

#### (二) 使用の部分

昭和五十年三月奈良県告示第七百二十三号、昭和五十四年三月奈良県告示第七百四十六号、昭和五十五年七月奈良県告示第三百三号、昭和六十年三月奈良県告示第七百三十九号、昭和六十二年一月奈良県告示第五百九十二号、平成元年七月奈良県告示第百九十九号、平成四年八月奈良県告示第二百八十九号、平成五年七月奈良県告示第二百三十号、平成十一年三月奈良県告示第六百六十八号、平成十二年五月奈良県告示第百八号、平成十六年十一月奈良県告示第三百九十号、平成十九年十二月奈良県告示第三百二十七号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十一号、平成二十八年三月奈良県告示第四百九十八号及び平成三十年三月奈良県告示第五百四十六号の事業地のうち生駒市上町、あすか野北一丁目、小明町、俵口町、西旭ヶ丘、東菜畑二丁目、萩原町、壺分町、小瀬町、小平尾町及び萩の台地内において事業地を変更する。